

一般競争入札の実施について

兵庫県神崎郡福崎町長 尾崎吉晴

下記の町有財産（物品）を売り払うに当たり、一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び福崎町財務規則（昭和58年福崎町規則第4号）第106条の規定に基づき公告します。

記

1. 売り払う物件（4件）

（1）物件

区分番号	F01	登録年月	平成15年6月		
財産名称	平成15年式 ダイハツ ハイゼットカーゴ パートタイム4WD			走行距離	88,481km 令和6年1月4日現在
予定価格	10,000円		入札保証金	1,000円	

区分番号	F02	登録年月	平成14年6月		
財産名称	平成14年式 三菱 ミニキャブバン			走行距離	53,663km 令和6年1月4日現在
予定価格	33,000円		入札保証金	3,300円	

区分番号	F03	登録年月	平成17年6月		
財産名称	平成17年式 ダイハツ ミラ			走行距離	80,469km 令和6年1月4日現在
予定価格	25,000円		入札保証金	2,500円	

区分番号	F04	登録年月	不明		
財産名称	平成10年式 ホンダ デイオ（ジャンク品）			走行距離	不明 令和6年1月4日現在
予定価格	3,000円		入札保証金	300円	

※「予定価格」とは、最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とします。

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項又は同上第2項各号の規定に該当しない者であること。
- （2）参加者、個人又は法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表す

る者をいう。)が暴力行為を行う組織に属していないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 日本語を完全に理解できること。
- (5) 日本国内に住所及び連絡先があり、公有財産売却の参加仮申込みの時点で年齢が20歳以上の者であること。
- (6) 福崎町が定める福崎町インターネット公有財産売却ガイドライン(以下、「町ガイドライン」という。)並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関連する規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができる者であること。
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。
- (8) 当該公有財産に関する事務に従事する福崎町の職員でない者であること。

3. 入札参加申し込みの方法

(1) 仮申し込み

入札参加希望者は、令和6年1月17日(水)午後1時から令和6年2月5日(月)午後2時までにあらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申し込みを行うこと。

(2) 本申し込み

入札参加希望者は、上記(1)の仮申し込みを完了した後、令和6年2月5日(月)午後5時00分までに所定の申込書等により福崎町役場出納室用度係に、一般競争入札への参加を申し込むこと。

①申込書等を郵送する場合

ア 送付先 〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1
福崎町役場 出納室 用度係

イ 郵送方法 簡易書留

ウ 受付時間 申し込み締切日の消印有効

②申込書等を持参する場合

ア 受付場所 (郵送の場合と同じ)

イ 受付時間 開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日)

(3) 入札保証金の納付

町が定めた入札保証金を納付すること。入札保証金は公有財産売却システムからクレジットカードにより納付すること。

①落札者の納付した入札保証金は、福崎町が定めた様式による本人の申し出により契約保証金に充当するものとする。

②納付された入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後、全額還付します。

③入札保証金には、利息を付しません。

(4) 期限までに上記(1)から(3)までの手続をしない者は、この入札に参加することができません。

4. 下見会(物件見学会)を行う日時及び場所

(1) 日時 令和6年1月30日(火)及び令和6年1月31日(水)の2日間
午前9時から午後5時まで

(2) 場所 区分番号 F01 兵庫県神崎郡福崎町福田 176 番地 1 福崎町第1体育館
区分番号 F02 兵庫県神崎郡福崎町南田原 420 番地 7 福崎町給食共同調理センター

区分番号 F03 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の1 福崎町役場

区分番号 F04 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の1 福崎町役場

(3) その他 見学希望者は前開庁日の午後5時までに問い合わせ先まで連絡すること。

5. 入札の期間及び場所

(1) 期間 令和6年2月19日(月)午後1時から令和6年2月26日(月)午後1時まで

(2) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

6. 入札の方法

(1) 上記3の(1)から(3)のすべての手続を完了した者は、KSI官公庁オークションログインIDで売却システム上に入札価格を登録(入力)すること。なお、この登録は一度のみとし、入札する者の都合による取消や変更はできません。

(2) 郵送等による入札書の提出はできません。

7. 開札の日時及び場所

開札は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上において、入札の終了後直ちに行います。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9. 落札者の決定方法

入札期間終了後、開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上で、かつ最高価格を提示した入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格を提示した入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のKSI官公庁オークションログインIDを落札者の氏名(名称)とみなします。

10. 契約保証金

落札者は、落札決定後に契約保証金を納付するものとします。落札者の納付した入札保証金は、福崎町が定めた様式による本人の申し出により契約保証金に全額充当するものとします。

11. 契約書の作成の要否等

(1) 契約の相手は、令和6年3月4日(月)午後5時までに契約を締結しなければならないものとします。なお、期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は福崎町に帰属するものとします。

(2) 契約の相手方は、福崎町が定めた契約保証金を納付しなければならない。また、契約保証金の額は、納付済みの入札保証金の額と同額とします。

(3) 契約保証金には利息を付しません。

(4) 売り払い代金の残金は、落札価格から契約保証金を差し引いた額とし、支払い方法については、落札者は、令和6年3月11日(月)午後2時30分までに福崎町が指定する金融機関に納付しなければならないものとします。

1 2. 売買物件の引き渡し期限及び場所

福崎町が、売り払い代金の納入を確認した後、3月26日（火）午後5時を引き渡し期限とし、福崎町が指定する場所において売払代金納付時の現状のまま引き渡すものとします（引渡し期間は、福崎町が売り払い代金の納付を確認した日から令和6年3月26日までの平日で、午前9時から午後5時までの間です）。

1 3. 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売り払う物件の所有権は、落札者が契約代金を完納したときに移転します。
- (2) 売り払う物件の契約代金完納後の引渡しに要する諸費用は、落札者の負担とします。
- (3) 落札者は、落札物件を移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

1 4. 注意事項

- (1) 契約締結後に、福崎町の責に帰することのできない事由により滅失、き損等が生じた場合、福崎町に対して契約の解除及び売り払い代金の減額を請求することはできません。
- (2) この公告、町ガイドライン等記載する事項及び下見会で確認した売却物件との整合しない事項を発見してもそれを理由として落札の無効、契約の解除及び売り払い代金の減額を請求することはできません。また、福崎町は契約不適合責任を追いません。

1 5. その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局（問い合わせ先）
 - ①名 称 福崎町役場 出納室 用度係
 - ②所 在 地 〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116 番地の 1
 - ③電話番号 0790-22-0560（内線 301）
- (2) この公告は、入札説明書を兼ねるものとします。